

各市町村教育委員会教育長 様

神奈川県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

令和3年10月1日以降の市町村立学校の教育活動等について（通知）

本県は、令和3年8月2日から令和3年9月30日まで、新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態措置の対象区域となっており、この間の市町村立学校の教育活動等については、令和3年9月9日付け教育長通知によりお示ししていますが、令和3年9月30日をもって緊急事態措置が解除となり、令和3年10月1日から10月24日まで「段階的な緩和の期間」とされ、引き続き感染の拡大防止に取り組むこととなりました。

ついては、令和3年10月1日以降の教育活動等について、別添写しのとおり県立学校長あて通知しました。

貴教育委員会所管の各学校においても、次の県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、別添写しの県立学校あて通知も参考に、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応をとるようお願いします。

なお、市町村立学校における対応に関して、必要がある場合には、子ども教育支援課長と協議いただくようお願いします。

《県立学校における児童・生徒等への対応》

○ 基本的な対応について

- ・児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- ・毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- ・登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインの活用などにより学びの保障に取り組む。

○ 学習活動について

高等学校及び中等教育学校では、生徒の安全安心の確保と学びの保障を両立するため、引き続き感染防止対策の徹底を図りながら対応していく。

- ・当面の間は、引き続き朝の時差通学を徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。ただし、学校の実情を踏まえ、校長が必要と認める場合は、1週間程度短縮授業とすることも可とする。
- ・今後も、感染状況により、分散登校等に移行できるよう校長は必要な準備を行う。
- ・段階的な緩和の期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続する。

県立特別支援学校では、当面の間は、時差通学及び短縮授業を引き続き徹底する。

- 部活動について
 - ・段階的な緩和の期間中の部活動については、万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
 - ・大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。
- 学校行事等について
 - ・修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含めて慎重に判断する。
 - ・各学校で開催する文化祭・体育祭等の特別活動及び学校説明会等については、参加者を限定するなど、感染防止対策を徹底した上で実施する。

また、特に次の点について、貴教育委員会所管の各学校に対し、御指導くださるよう併せてお願いします。

【段階的な緩和の期間中の教育活動に係る具体的な対応】

- 現在、従来株からほぼ置き換わったと考えられる、感染力の強いとされる変異株について、下記の「変異株と対策について」を参考に、感染防止対策の徹底を図ること。
- 児童・生徒等が自ら感染予防に留意し行動することができるよう、日常における基本的な感染防止対策（3密の回避・マスクの着用・手洗い等の手指衛生・換気等）を実施するよう指導すること。
- 毎朝の検温などの健康観察とその記録を徹底することや、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養するとともに、必要に応じて医療機関を受診することを、児童・生徒等や保護者に促すこと。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインを活用した学びの保障に積極的に取り組むこと。
- 学校における感染防止対策を徹底することに加え、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。
- 部活動について、活動内容・方法等の工夫に加え、部室で着替えを行う際など活動前後における感染防止マナー等についても、生徒への指導を徹底すること。併せて各地区大会や対外試合等の扱いは、県中体連の方針等を踏まえ、各地区の中体連、貴教育委員会において引き続き適切に対応すること。
- 引き続き児童・生徒等の心のケアに努めるとともに、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。特に、長期休業期間終了後の時期等、学校の状況に変化がある際に、児童・生徒の自死が増加する傾向があることを踏まえ、児童・生徒等の変化を注意深く観察し情報共有を教職員間で行うとともに、児童・生徒等の見守りをしっかりと行うこと。

変異株と対策について【新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年9月28日変更)から抜粋】

一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一か所程度の速度でその塩基が変異していると考えられている。現在、新たな変異株が世界各地で確認されており、こうした新たな変異株に対して警戒を強めていく必要がある。国立感染症研究所では、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を懸念される変異株 (Variant of Concern: VOC) と注目すべき変異株 (Variant of Interest: VOI) に分類している。国立感染症研究所によると、懸念される変異株は、B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)、B.1.351 系統の変異株(ベータ株)、P.1 系統の変異株(ガンマ株)、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)がある。これらの変異株については、従来株よりも感染しやすい可能性がある(B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)は、実効再生産数の期待値が従来株の1.32 倍と推定、診断時に肺炎以上の症状を有しているリスクが従来株の1.4 倍(40-64 歳では1.66 倍)と推定)。また、B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)や B.1.351 系統の変異株(ベータ株)、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)については、重症化しやすい可能性も指摘されている。B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)については、B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)よりも感染しやすい可能性も示唆されている。また、B.1.351 系統の変異株(ベータ株)、P.1 系統の変異株(ガンマ株)、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)は、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。我が国では、B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)からB.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)に、全国的にはほぼ置き換わったと考えられる。また、注目すべき変異株は、B.1.617.1 系統の変異株(カッパ株)がある。これら注目すべき変異株に対しては、その疫学的特性を分析し、引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握する必要があるとされている。

国立感染症研究所によると、変異株であっても、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に「感染リスクが高まる「5つの場面」」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。

なお、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって、これらの対応を変更することがあります。

問合せ先

子ども教育支援課教育指導グループ 本間

T E L 045-210-8217

E-mail homma.6vd@pref.kanagawa.lg.jp

子ども教育支援課小中学校生徒指導グループ 武下

T E L 045-210-8292

E-mail takeshita.de88@pref.kanagawa.lg.jp

高第 2630 号
令和 3 年 9 月 28 日

各 県 立 高 等 学 校 長 様
各 県 立 中 等 教 育 学 校 長 様

教 育 長

令和 3 年 10 月 1 日以降の県立高等学校等の教育活動等について（通知）

本県は、令和 3 年 8 月 2 日から令和 3 年 9 月 30 日まで、新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態措置の対象区域となっており、この間の県立高等学校及び県立中等教育学校の教育活動等については、令和 3 年 9 月 9 日付け教育長通知によりお示ししていますが、令和 3 年 9 月 30 日をもって緊急事態措置が解除となり、令和 3 年 10 月 1 日から 10 月 24 日まで「段階的な緩和の期間」とされ、引き続き感染の拡大防止に取り組むこととなりました。

については、県教育委員会として、現在の県内の感染状況等に鑑み、引き続き校内における感染防止対策を徹底しながら、令和 3 年 10 月 1 日以降の教育活動等について、次のように対応することとしました。各学校においては、今後も、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、各家庭に対しても、感染予防の徹底への協力を依頼していただくようお願いいたします。

なお、本通知による対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

生徒の安全・安心の確保と学びの保障を両立するため、引き続き感染防止対策の徹底を図りながら対応していく。

- ・ 当面の間は、引き続き朝の時差通学を徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。ただし、学校の実情を踏まえ、校長が必要と認める場合は、1 週間程度短縮授業とすることも可とする。
- ・ 今後も、感染状況により、分散登校等に移行できるよう校長は必要な準備を行う。

ア 基本的な対応について

- 生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインの活用などにより学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 段階的な緩和の期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続する。

ウ 部活動について

- 段階的な緩和の期間中の部活動については、万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

エ 学校行事等について

①修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含めて慎重に判断する。

②文化祭・体育祭・学校説明会等について

- 各学校で開催する文化祭・体育祭等の特別活動及び学校説明会等については、参加者を限定するなど、感染防止対策を徹底した上で実施する。

【段階的な緩和の期間中の教育活動に係る具体的な対応】

1 感染防止対策の徹底について

- 現在、従来株からほぼ置き換わったと考えられる、感染力の強いとされる変異株についても、国立感染症研究所によると、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に「感染リスクの高まる「5つの場面」（飲酒を伴う懇親会等・大人数や長時間におよぶ飲食・マスクなしでの会話・狭い空間での共同生活・居場所の切り替わり）」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。そうしたことから、特に次の点に留意して感染防止対策の徹底を図ること。
 - ア 登下校中も含め、校内での生徒及び教職員のマスクの適切な着用を徹底すること。
 - イ 毎日の健康観察（登校前の検温の実施等の確認）を改めて徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させないこと。
 - ウ 教室、職員室等の共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒を実施するとともに、教室等にアルコール消毒液を設置して手指を消毒する等の感染防止対策に引き続き取り組むこと。
 - エ 教室、職員室等における常時換気を基本とした換気を行うこと。
 - オ 学校で生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでの間、校長は、保健所からの要請や学校医等の意見を聴取の上、教育委員会と協議し、臨時に学校の全部を休業とする。
 - カ 学校行事の実施に当たっては、感染リスクの高い活動を行わないこと。
- 学校教育を継続させるため、校内における感染防止対策に関し、次の点について生徒への指導を徹底すること。
 - ア 生徒自ら感染予防に留意し行動することができるよう、日常における基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を実施するよう指導すること。
 - イ 毎朝の検温などの健康観察とその記録を徹底すること。また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養するとともに、必要に応じて医療機関を受診するよう促すこと。
 - ウ 登校時、昼食の前後、外から教室に入るとき、トイレの後、清掃の後、咳、くしゃ

み、鼻をかんだときといった機会、特に共用する教材や器具等を使用した後は、石鹸によるこまめな手洗いを徹底すること。

エ 昼食時など、校内の食事場面における飛沫感染を防ぐため、対面で食事することを避け、身体的距離を確保するとともに、食事中に会話をしないこと、会話をすることは必ずマスクを着用することなどの感染防止対策を徹底すること。また食べ物、飲み物を共有しないこと。

オ 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと。また、下校時は寄り道をせず、まっすぐに帰宅すること。とりわけ、下校途中での飲食はしないこと。

カ 教育活動外での生徒の行動の中で、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が報告されているため、授業後や部活動終了後だけでなく、週休日等においても、慎重に行動すること。

- 県立高校で感染経路が判明した生徒のうち、最も多くを占めるのが家庭内感染であることを踏まえ、各学校においては、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。

2 学習活動における留意事項について

- 段階的な緩和の期間中は、学習活動における感染リスクを低減するため、特に次の点に留意して授業等を実施すること。

ア 授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、生徒同士の間隔を可能な限り確保すること。

イ 授業等については、各教科の特性に応じた留意事項を記載した別紙1に基づき適切に取り扱うこと。

ウ 今後の感染状況により、必要に応じて、分散登校等が実施できるよう、対面による授業とオンラインによる学習の併用について、各学校において準備を進めておくこと。

3 生徒の主体的な活動における留意事項について

- 生徒の主体的な活動の実施においても、感染防止対策を徹底するよう生徒を指導すること。

ア 生徒会活動の実施に当たっては、基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を徹底するとともに、校内放送やICTの活用などの工夫を講じることも含めて指導すること。

イ 部活動については、別紙2に基づき適切に取り扱うこと。

4 感染に不安を抱く生徒・保護者への配慮について

- 感染への不安により、保護者から休ませたいと相談のあった生徒については、本県の感染状況を踏まえ、合理的な理由があるものとし、校長の判断により生徒指導要録における出欠席の取扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。

- 感染への不安から登校を控える生徒などのやむを得ず学校に登校できない生徒に対しては、感染者又は濃厚接触者と認定されたことにより登校できない生徒と同様、学習に著しい遅れが生じることがないように、教室で行う授業を、ICTを活用して同時双方向で配信し、家庭でも授業を受けることができるようにするなど、当該生徒の学びの保障に取り組むこと。また、規則正しい生活習慣を維持し、学校と生徒との関係

を継続するためにも、オンラインを活用すること。

- やむを得ず学校に登校できない生徒に対して行う学習指導については、
 - ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること
 - ② 教師が生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であることが必要であり、該当生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な内容の定着が見られ、再度指導する必要がないと校長が判断したときには、当該内容を学校における対面指導で再度取り扱わないことができる。
- やむを得ず学校に登校できない生徒について、次の方法によるオンラインを活用した学習指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について、学年ごとに記載すること。
 - ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
 - ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド型の授業動画を併用する学習指導を含む）
※質疑応答や意見交換については、チャット機能等を活用するものも含む

5 いじめ、偏見、差別等の防止について

- 生徒の心のケアに努めるとともに、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。
- 長期休業期間終了後の時期等、学校の状況に変化がある際に、生徒の自死が増加する傾向があることを踏まえ、今回の緊急事態措置の解除に伴う時差通学への移行等に当たっては、生徒の様子や変化を注意深く観察し情報共有を教職員間で行うとともに、生徒の見守りをしっかりと行うこと。

6 PTA活動について

- PTA活動については、PTA役員等とよく話し合った上で、感染防止対策を十分に講じて行うこと。

7 学校施設開放について

- 県民の健康的な生活を維持するため、学校施設開放は再開するが、段階的な緩和の期間中の夜間（19時以降）における利用は、中止とすること。

変異株と対策について【新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年9月28日変更)から抜粋】

一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一か所程度の速度でその塩基が変異していると考えられている。現在、新たな変異株が世界各地で確認されており、こうした新たな変異株に対して警戒を強めていく必要がある。国立感染症研究所では、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を懸念される変異株(Variant of Concern: VOC)と注目すべき変異株(Variant of Interest: VOI)に分類している。国立感染症研究所によると、懸念される変異株は、B.1.1.7系統の変異株(アルファ株)、B.1.351系統の変異株(ベータ株)、P.1系統の変異株(ガンマ株)、B.1.617.2系統の変異株(デルタ株)がある。これらの変異株については、従来株よりも感染しやすい可能性がある(B.1.1.7系統の変異株(アルファ株)は、実効再生産数の期待値が従来株の1.32倍と推定、診断時に肺炎以上の症状を有しているリスクが従来株の1.4倍(40-64歳では1.66倍)と推定)。また、B.1.1.7系統の変異株(アルファ株)やB.1.351系統の変異株(ベータ株)、B.1.617.2系統の変異株(デルタ株)については、重症化しやすい可能性も指摘されている。B.1.617.2系統の変異株(デルタ株)については、B.1.1.7系統の変異株(アルファ株)よりも感染しやすい可能性も示唆されている。また、B.1.351系統の変異株(ベータ株)、P.1系統の変異株(ガンマ株)、B.1.617.2系統の変異株(デルタ株)は、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。我が国では、B.1.1.7系統の変異株(アルファ株)からB.1.617.2系統の変異株(デルタ株)に、全国的にほぼ置き換わったと考えられる。また、注目すべき変異株は、B.1.617.1系統の変異株(カッパ株)がある。これら注目すべき変異株に対しては、その疫学的特性を分析し、引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握する必要があるとされている。

国立感染症研究所によると、変異株であっても、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に「感染リスクが高まる「5つの場面」」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。

問合せ先

【通知全般に関することについて】

高校教育課

教育課程指導グループ 橋本、小野

電話(045)210-8260 (直通)

【部活動(運動部)に関することについて】

保健体育課

学校体育指導グループ 濱田、桐原

電話(045)210-8312 (直通)

【部活動(文化部)に関することについて】

高校教育課 高校教育企画室

高校教育企画グループ 青木、坂野

電話(045)210-8254 (直通)

【生徒の心のケアに関することについて】

学校支援課

県立学校生徒指導グループ 岩崎、石川

電話(045)210-8295 (直通)

【PTA活動に関することについて】

生涯学習課

社会教育グループ 櫻木、大村

電話(045)210-8347 (直通)

【学校施設開放に関することについて】

生涯学習課

企画推進グループ 藤野、石田

電話(045)210-8342 (直通)



特第 1489 号
令和 3 年 9 月 28 日

各県立特別支援学校長 様

教 育 長

令和 3 年 10 月 1 日以降の県立特別支援学校の教育活動等について（通知）

本県は、令和 3 年 8 月 2 日から令和 3 年 9 月 30 日まで、新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態措置の対象区域となっており、この間の県立特別支援学校の教育活動等については、令和 3 年 9 月 9 日付け教育長通知によりお示ししていますが、令和 3 年 9 月 30 日をもって緊急事態措置が解除となり、令和 3 年 10 月 1 日から 10 月 24 日まで「段階的な緩和の期間」とされ、引き続き感染の拡大防止に取り組むこととなりました。

については、県教育委員会として、現在の県内の感染状況等に鑑み、引き続き校内における感染防止対策を徹底しながら、令和 3 年 10 月 1 日以降の教育活動等について、次のように対応することとしました。各学校においては、今後も、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、各家庭に対しても、感染予防の徹底への協力を依頼していただくようお願いいたします。

なお、本通知による対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

児童・生徒等の安全安心の確保と学びの保障を両立するため、引き続き感染防止対策の徹底を図りながら対応していく。

当面の間は、時差通学及び短縮授業を引き続き徹底する。

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインの活用などにより学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 段階的な緩和の期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続する。

ウ 部活動について

- 段階的な緩和の期間中の部活動については、万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

エ 学校行事等について

①修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含めて慎重に判断する。

②文化祭・体育祭・学校説明会等について

- 各学校で開催する文化祭・体育祭等の特別活動及び学校説明会等については、参加者を限定するなど、感染防止対策を徹底した上で実施する。

【段階的な緩和の期間中の教育活動に係る具体的な対応】

1 感染防止対策の徹底について

- 現在、従来株からほぼ置き換わったと考えられる、感染力の強いとされる変異株についても、国立感染症研究所によると、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に「感染リスクの高まる「5つの場面」（飲酒を伴う懇親会等・大人数や長時間におよぶ飲食・マスクなしでの会話・狭い空間での共同生活・居場所の切り替わり）」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。そうしたことから、特に次の点に留意して感染防止対策の徹底を図ること。
 - ア 登下校中も含め、校内での児童・生徒等及び教職員のマスクの適切な着用を徹底すること。
 - イ 毎日の健康観察（登校前の検温の実施等の確認）を改めて徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させないこと。
 - ウ 教室、職員室等の共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒を実施するとともに、教室等にアルコール消毒液を設置して手指を消毒する等の感染防止対策に引き続き取り組むこと。
 - エ 教室、職員室等における常時換気を基本とした換気を行うこと。
 - オ 学校で児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでの間、校長は、保健所からの要請や学校医等の意見を聴取の上、教育委員会と協議し、臨時に学校の全部を休業とすること。
 - カ 学校行事の実施に当たっては、感染リスクの高い活動を行わないこと。
- 学校教育を継続させるため、校内における感染防止対策に関し、次の点について児童・生徒等への指導を徹底すること。
 - ア 児童・生徒等が、自ら感染予防に留意し行動することができるよう、日常における基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を実施するよう指導すること。
 - イ 児童・生徒等が、毎朝の検温などの健康観察とその記録を徹底するよう指導すること。また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養するとともに、必要に応じて医療機関を受診するよう促すこと。
 - ウ 登校時、昼食の前後、外から教室に入るとき、トイレの後、清掃の後、咳、くしゃみ、鼻をかんだときといった機会、特に共用する教材や器具等を使用した後は、石鹸によるこまめな手洗いを徹底すること。
 - エ 昼食時など、校内の食事場面における飛沫感染を防ぐため、対面で食事することを避け、身体的距離を確保するとともに、食事中に会話をしないこと、会話をする場合は必ずマスクを着用することなどの感染防止対策を徹底すること。また、座席の

間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）空け、状況に応じて衝立や仕切りを使用し、空間を仕切ることで一定間隔を保つこと。教室内で十分な間隔を確保できず、教室に余裕がある場合などは、特別教室等を活用するなど、一つの教室に集まる人数を減じるなどの工夫を行うこと。

オ 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと。
また、下校時は寄り道をせず、まっすぐに帰宅すること。とりわけ、下校途中での飲食はしないこと。

カ 食べ物、飲み物を共有しないよう指導すること。

キ 食事の介助は、関わる人数を減らす、マスクを着用する、介助中は自身の喫食をしないなどの感染症対策をすること。また、児童・生徒等に対面での指導が必要な場合などは、保護者と相談のうえ、教職員は必要に応じてフェイスシールド等を活用し、介助を交代する場合は、その都度手洗い（手指消毒）を行うこと。

ク 県立学校において、教育活動外での児童・生徒等の行動の中で、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が報告されているため、授業後や部活動終了後だけでなく、週休日等においても、慎重に行動すること。

2 学習活動における留意事項について

○ 段階的な緩和の期間中は、学習活動における感染リスクを低減するため、特に次の点に留意して授業等を実施すること。

ア 授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でも、こまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、児童・生徒等同士の間隔を可能な限り確保すること。

イ 授業等については、各教科の特性に応じた留意事項を記載した別紙1に基づき適切に取り扱うこと。

3 児童・生徒等の主体的な活動における留意事項について

○ 児童・生徒等の主体的な活動の実施においても、感染防止対策を徹底するよう児童・生徒等を指導すること。

ア 児童・生徒会活動の実施に当たっては、基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を徹底するとともに、校内放送やICTの活用などの工夫を講じることも含めて指導すること。

イ 部活動については、別紙2に基づき適切に取り扱うこと。

4 感染に不安を抱く児童・生徒等、保護者への配慮について

○ 感染への不安により、保護者から休ませたいと相談のあった児童・生徒等については、本県の感染状況を踏まえ、合理的な理由があるものとし、校長の判断により児童・生徒等指導要録における出欠席の取扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。

○ 感染への不安から登校を控える児童・生徒等など、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒等に対しては、感染者又は濃厚接触者と認定されたことにより登校できない児童・生徒等と同様、学習に著しい遅れが生じることがないように、教室で行う授業を、ICTを活用して同時双方向で配信し、家庭でも授業を受けることができるようにするなど、当該児童・生徒等の学びの保障に取り組むこと。また、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童・生徒等との関係を継続するためにも、オンラインを活用すること。

- やむを得ず学校に登校できない児童・生徒等に対して行う学習指導については、
 - ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること
 - ② 教師が児童・生徒等の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であることが必要であり、該当児童・生徒等の学習状況及び成果を確認した結果、十分な内容の定着が見られ、再度指導する必要がないと校長が判断したときには、当該内容を学校における対面指導で再度取り扱わないことができる。
- やむを得ず学校に登校できない児童・生徒等について、次の方法によるオンラインを活用した学習指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について、学年ごとに記載すること。
 - ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
 - ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童・生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド型の授業動画を併用する学習指導を含む）

※質疑応答や意見交換については、チャット機能等を活用するものも含む

5 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等や基礎疾患等のある児童・生徒等への対応について

- 医療的ケアを必要とする児童・生徒等の対応として、「学校の新しい生活様式Ver. 6」を基本としつつ、次の文書も参考としながら適切に対応すること。

<参考>

- 文部科学省令和2年12月9日付け事務連絡
「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項（改訂版）」
- 文部科学省令和2年6月19日版
「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組」
- 厚生労働省令和2年5月20日付け
「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について（その3）」

6 スクールバスの対応について

- スクールバス内の過密状況を解消するために、できる限り座席配置の工夫を行い、児童・生徒等同士の間隔を空けること。児童・生徒等同士の間隔を十分空けることが難しい場合には、安全面に配慮した防護スクリーン（防護カーテンや仕切り等）を座席間に設置するなど、飛沫感染や接触感染を防止する対策をとること。
- 可能な限りエアコンの外気導入や窓の開放により車内換気を徹底すること。
- 学校発着時のスクールバス乗降の際、昇降口の周辺が密集しないよう、げた箱の配置を分散したり、児童・生徒等が教室を出る時刻をずらしたりするなどの工夫を行うこと。

7 寄宿舎における感染症対策について

- 令和2年5月22日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（特別支援学校）」や「学校の新しい生活様式Ver. 6」を踏まえた、万全の感染症対策を講じること。
- 寄宿舎内での活動における3密を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備（アルコール消毒液など）の設置、ドアノブなどの多数の者が触れる場所の定期的な

消毒、定期的な換気の徹底、近距離での会話や発声等の際のマスクの着用などにより、環境衛生管理を徹底すること。

- 朝夕の検温等の健康観察を行うなど、健康管理を徹底すること。
- 入舎する児童・生徒に、発熱や風邪症状があるときや体調がすぐれない場合は、保護者に自宅休養を依頼すること。
- 入舎する児童・生徒について、感染の疑いがあると判明した場合、感染が判明した場合又は在籍する学校が臨時休業となった場合は、特別支援教育課長と寄宿舎における対応を協議すること。

8 いじめ、偏見、差別等の防止について

- 児童・生徒等の心のケアに努めるとともに、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。
- 長期休業期間終了後の時期等、学校の状況に変化がある際に、児童・生徒の自死が増加する傾向があることを踏まえ、児童・生徒等の様子や変化を注意深く観察し情報共有を教職員間で行うとともに、児童・生徒等の見守りをしっかりと行うこと。

9 PTA活動について

- PTA活動については、PTA役員等とよく話し合った上で、感染防止対策を十分に講じて行うこと。

10 学校施設開放について

- 県民の健康的な生活を維持するため、学校施設開放は再開するが、段階的な緩和の期間中の夜間（19時以降）における利用は、中止とすること。

変異株と対策について【新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年9月28日変更)から抜粋】

一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一か所程度の速度でその塩基が変異していると考えられている。現在、新たな変異株が世界各地で確認されており、こうした新たな変異株に対して警戒を強めていく必要がある。国立感染症研究所では、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を懸念される変異株(Variant of Concern:VOC)と注目すべき変異株(Variant of Interest:VOI)に分類している。国立感染症研究所によると、懸念される変異株は、B.1.1.7系統の変異株(アルファ株)、B.1.351系統の変異株(ベータ株)、P.1系統の変異株(ガンマ株)、B.1.617.2系統の変異株(デルタ株)がある。これらの変異株については、従来株よりも感染しやすい可能性がある(B.1.1.7系統の変異株(アルファ株)は、実効再生産数の期待値が従来株の1.32倍と推定、診断時に肺炎以上の症状を有しているリスクが従来株の1.4倍(40-64歳では1.66倍)と推定)。また、B.1.1.7系統の変異株(アルファ株)やB.1.351系統の変異株(ベータ株)、B.1.617.2系統の変異株(デルタ株)については、重症化しやすい可能性も指摘されている。B.1.617.2系統の変異株(デルタ株)については、B.1.1.7系統の変異株(アルファ株)よりも感染しやすい可能性も示唆されている。また、B.1.351系統の変異株(ベータ株)、P.1系統の変異株(ガンマ株)、B.1.617.2系統の変異株(デルタ株)は、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。我が国では、B.1.1.7系統の変異株(アルファ株)からB.1.617.2系統の変異株(デルタ株)に、全国的にほぼ置き換わったと考えられる。また、注目すべき変異株は、B.1.617.1系統の変異株(カッパ株)がある。これら注目すべき変異株に対しては、その疫学的特性を分析し、引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握する必要があるとされている。

国立感染症研究所によると、変異株であっても、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に「感染リスクが高まる「5つの場面」」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。

問合せ先

【通知全般に関することについて】

特別支援教育課

教育指導グループ 山田、荒井

電話(045)210-8276 (直通)

【部活動(運動部)に関することについて】

保健体育課

学校体育指導グループ 濱田、桐原

電話(045)210-8312 (直通)

【部活動(文化部)に関することについて】

高校教育課高校教育企画室

高校教育企画グループ 青木、坂野

電話(045)210-8254 (直通)

【PTA活動に関することについて】

生涯学習課

社会教育グループ 櫻木、大村

電話(045)210-8347 (直通)

【学校施設開放に関することについて】

生涯学習課

企画推進グループ 藤野、石田

電話(045)210-8342 (直通)

別紙1**県立高等学校等における段階的な緩和の期間中の授業実施上の留意事項**

1 全教科に共通した授業実施上の留意事項	
	<ul style="list-style-type: none"> ○授業実施の際は、換気を徹底するため常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でも、こまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、生徒同士の間隔を可能な限り確保すること。 ○発表や意見交換を伴う活動は、ICT 機器を活用することやワークシートに記入することなどにより、生徒同士の接触や近距離での対話をしないよう工夫すること。 ○生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等や近距離で一斉に大きな声で話す活動について、可能なものは避け、実施の際は、一定の距離を保ち、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。 ○ペアワークやグループワーク等を行う必要がある場合は、可能な限り、ペアやグループを組む相手を固定すること。 ○授業の題材として、感染症、ウイルス等について扱う際には、生徒の心情に配慮し、いじめや偏見等につながらないように留意する。
2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項	
理 科	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒同士が近距離で活動する実験や観察については、マスクを着用していても慎重に行い、実施の際は、一定の距離を保ち、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。 ○共用を避けることが難しい器具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。
保 健 体 育	<p>【体育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケアの必要な生徒及び基礎疾患がある生徒や、感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった生徒には、生徒・保護者の意向を尊重し、授業への参加を強制しないこと。 ○体育授業や学習活動については、感染者が発生していない学校においても、生徒や教職員の生活圏における感染状況を踏まえ、生徒の感染に対する不安に配慮して実施の判断を行うこと。 ○運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ないこと。 ○熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先すること。 ○マスクを外している際は、人との十分な距離を保つ、近距離での会話や活動時の発声を控える等の感染防止対策を講じること。 ○生徒のマスク着用時について、呼吸が苦しい様子など体調不良が見られる場合は3密を避けて休憩させ、必要な応急手当を行うこと。 ○体育館等の屋内において実技を行う場合、呼気が激しくならない運動の際は、マスクを着用すること。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">保健体育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○身体接触を伴う活動や、生徒同士が近距離で実施する活動は極力避けること。 ○1回の授業内ではペアやグループ・チームを固定した上で、特定のチーム同士で回数や時間を絞ってゲーム等を行うこと。 ○用具・ボール等の共有はできるだけ避け、やむを得ない場合は、特定の少人数で使用し、授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。消毒については必要に応じて適切に行うこと。 ○更衣室内についても空間を確保し、適切に換気を行うこと。 ○室内で行う場合は窓・扉を開放し、十分な換気を行うこと。 ○教員はマスク着用を原則とするが、自らの身体へのリスクがあると判断する場合（指導のために教員が運動を行う場合等）は外しても構わないこと。 ○教員がマスクを外した際は、不必要な会話や発声を行わず、他者との距離を2m以上（同方向に動く場合は更に長い距離）確保すること。 <p>【保健】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実習については、用具の共用をできるだけ避け、やむを得ない場合は、その時間内での共用を最小限にしたうえで実施すること。また、授業前後の生徒の手洗いを徹底し、消毒については必要に応じて適切に行うこと。 ○応急手当や心肺蘇生法については、円滑に実習が行えるよう、応急手当の意義や、基本的な応急手当の方法や手順について、心肺蘇生法の必要性などの学習を事前に行うなどの工夫をすること。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">音楽</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○音楽室内の楽器を共用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。 ○歌う（発声する）際は、内容（活動）について慎重に判断すること。実施に当たっては、マスクを着用し、生徒同士の間隔（できるだけ2メートル、最低でも1メートル以上確保）を前後左右十分に保ち、同じ方向を向くようにする。また、同じ時間に歌う人数や時間を減らすなど、活動形態等を工夫すること。加えて、マスクを着用して歌唱させることから、生徒の体調に留意すること。 ○楽器を演奏する際は、内容（活動）について慎重に判断すること。実施に当たっては、マスクを着用し（マスク着用での演奏が難しい楽器の集団での活動は行わない）、生徒同士の間隔（できるだけ2メートル、最低でも1メートル以上確保）を前後左右十分に保ち、同じ方向を向くようにすること。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">美術・工芸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒同士の座席・制作スペースについては、生徒同士の間隔を前後左右十分に保ち、制作の際は、マスクを着用していても慎重に行い、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、ペアやグループワーク等については回数や時間を減らすこと。 ○制作の際に使用する画材・道具類等は、個別のものを使用し、やむを得ず共用する場合は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。

書道	<p>○生徒間の座席スペースについては、生徒同士の間隔を前後左右充分に保ち、ペアやグループでの実技や話し合いを実施する際は、マスクを着用していても慎重に行い、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。</p> <p>○授業の際に使用する筆などの道具類等は、個別のものを使用し、やむを得ず共用する場合は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p>
外国語	<p>○スピーチを行う際も、フェイスシールドのみなどとせず、マスクを着用させた上で、聞き手までの距離に配慮し、声の大きさについて、必要以上に大きな声にならないように指導すること。</p>
家庭	<p>○生徒同士が近距離で活動する調理実習については、特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討し、指導計画上別な方法で代替可能なものは避けること。また、実施する場合は、マスクを着用していても慎重に行い、生徒同士の間隔を前後左右充分に保ち、回数や時間を減らすこと。例えば、調理台の使用を1台につき生徒2名までとする、対面にならないよう配置するなどの工夫をすること。</p> <p>○実験・実習に際し、生徒間の共用を避けることが難しい器具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p> <p>○生徒の身体接触の避けられない実習については、別な方法で代替可能なものは変更して実施し、やむを得ず実施する際は、回数や時間を減らすこと。</p>
情報	<p>○キーボード、マウス、タブレット型端末等、生徒が触れる機器については、水で濡らし、かたく絞った柔らかい布で丁寧にふき取るなど、適切な消毒と授業前後の手洗いを徹底すること。</p>

3 専門各教科に共通した授業実施上の留意事項

- 実験・実習の際には、少人数で行うなどの感染防止対策を行うとともに、引き続き、事前に動画を視聴して理解を深めさせるなど、より短時間で効果的な学習活動が実現できるよう工夫して取り組むこと。
- 窓を開けたまま行うことができない実習等の場合は、10分～15分程度ごとに窓等を開放し、十分な換気を行うこと。
- 生徒が共用で使用する実習・実験器具等については、適切な消毒と授業前後の手洗いや手指消毒を徹底すること。
- 生産物等の外部への販売実習については、商業科の留意事項を踏まえて実施すること。
- 産業現場等における長期間の実習（いわゆるデュアルシステム）やインターンシップについては、実習先の感染防止対策を確認した上で保護者の了解のもと実施すること。

4 専門各教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項

- | | |
|----|--|
| 農業 | <p>○農場施設内（温室、ビニールハウスなど含む）や実験室など屋内で実施する実験・実習については、換気の徹底や消毒液の使用など、感染拡大防止のための措置等を実施すること。</p> <p>○学校農業クラブ活動での実習は、授業及び部活動の扱いに準じる。</p> |
|----|--|

工業	<ul style="list-style-type: none"> ○製図実習においては、同じ方向を向いて作業をする等の配慮をすること。また、定期的に換気を行うとともに、作業後は製図版等の消毒を実施すること。 ○特に生徒間で共用する保護メガネ、工具等については、使用前後に適切な消毒をすること。 ○実習中の技術指導、安全指導などは、やむを得ない場合を除き、生徒との接触を避け、かつ3密とならないよう実施すること。 ○グループで行う実習等については、少人数となるよう計画するとともに、密接とならないよう配慮すること。また、実習器具等の使用については使用者を固定する等の配慮を行い実施すること。 ○製図や実習開始前に行う作業の安全確認の中で、感染防止対策についても触れること。
商業	<ul style="list-style-type: none"> ○販売実習については、「校長判断」により実施を可とする。 ○実施する場合には、不特定多数の人が学校に出入りすることによる生徒への感染リスクを避けるため、感染予防策として、身体的距離の確保、清掃・消毒の実施、接触感染・飛沫感染の防止、換気の徹底、商品陳列等の工夫、販売所内の混雑緩和措置等の取組を行うこと。 ○来客者については、一度に販売所へ入る人数を抑えたり、販売所への滞在時間を短縮したりするなど、感染防止に万全の措置を講じること。 ○販売実習に参加する生徒については、予め保護者の了解を得ること。 ○「新型コロナウイルス感染症対策（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室） https://corona.go.jp/」で示されている「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧（PDF：業種別ガイドラインについて 令和3年9月16日更新）」における、⑫生活必需物資供給「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日〔令和3年1月6日改訂〕）等を参考に感染防止の対策を講じて実施すること。
水産	<ul style="list-style-type: none"> ○水産海洋基礎における舟艇実習について、密着を避けるため、できる限り少ない人数で乗艇し、対面にならないよう着座すること。なお、マスクは必要に応じて着用すること。 ○大型実習船「湘南丸」における実習は、「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル（湘南丸用）」に基づき実施すること。（遠洋航海実習については、別途高校教育課と協議する）
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○調理実習については、必要な感染防止措置を取った上で実施し、試食等については、昼食時の留意事項を踏まえて実施すること。 ○施設実習等について、専門教科「看護・福祉」における留意事項を踏まえること。
看護・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○外部施設での実習については、実習先と保護者の了解のもと、必要な感染防止措置について施設と協議した上で行うこと。 ○医療的ケア、入浴、食事介護等の実習について、必要な感染防止措置をとった上で実施すること。なお、当日の健康チェックや実習時間の記録など、接触者が不明とならないようペアやグループを固定して実施すること。

別紙2

県立高等学校等における段階的な緩和の期間中の部活動実施上の留意事項

1 部活動の実施形態

活動形態	・ 万全な感染防止対策を講じた上での活動 ・ 感染リスクの高い活動は可能な限り避ける
活 動	・ 「神奈川県立学校に係る部活動の方針(平成31年3月改定)」に則り実施する
指導者	・ 部活動インストラクター等、校長が認めた外部指導者の参加可
留意事項等	・ 激しい身体接触を伴う活動や、長時間にわたる、近距離で実施する練習等の感染リスクの高い活動は極力避けること ・ 大会等に参加する場合は、保護者に説明し承諾を得ること

2 公式大会・コンクール等

- ・ 校長の判断の下、参加は可とする。
- ・ 学校が行う定期演奏会や定期発表会等については、校長の判断の下、実施は可とする。

3 合宿及び県外遠征

- ・ 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、集団での宿泊、長時間の移動による感染リスクがあることから、県内や合宿（遠征）先の感染状況を見極め、慎重に判断すること。

また、計画する際は、移動・食事・入浴・就寝場面等の実施形態を工夫すること。

※感染状況によっては、再び合宿及び県外遠征は中止とすることがある。

キャンセル料の支払いが生じるリスク等を含めて、生徒・保護者に丁寧に説明し、理解を得た上で計画するとともに、状況によりキャンセルとなった場合には、保護者に負担をかけることがないように、キャンセル料が発生しない段階で早めに判断すること。

4 部活動実施に当たっての留意事項

約1カ月間、部活動を休止したのちの再開となり、練習不足となっていることが考えられることから、生徒の怪我防止のため練習時間・頻度や練習強度には十分留意するとともに、感染リスクの高い活動は可能な限り避け、万全な感染防止対策を講じること。

○事前の確認事項

- ・ 校長は、部活動ごとに活動方針や活動計画を再確認し、生徒・保護者に示すこと。
- ・ 顧問教諭及び部活動指導員（以下、顧問）は、事前にクラス担任等と連携し、改めて生徒の健康状態を把握すること。
- ・ 各部活動の顧問は、「3密」（密閉・密接・密集）を回避するために、活動場所及び活動時間等の調整が図られているか、改めて確認すること。

「3密対策」 ①密閉対策：常時の換気

②密接対策：身体的距離が十分取れない場合はマスクを着用

③密集対策：人との間隔は2メートル（最低1メートル）

- ・各部活動の顧問は、各学校の実情を踏まえて、生徒が自ら「新しい生活様式」に基づいた部活動を実践できるよう、共用する用具や活動場所の生徒等が触れる共用箇所の消毒について、生徒が適切に行えるよう指導すること。

○活動前後の留意事項

- ・顧問は、活動前に生徒が持参した健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させること。
- ・顧問は、生徒に対して、手洗いやうがい、使用器具等の消毒、部室の使用制限など、感染防止対策を強化し、徹底させること。特に、部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、使用の際には短時間で行わせること。また、可能な限り換気をすること。
- ・顧問は、生徒任せの活動とならないよう指導・監督に当たるとともに、活動前に活動内容の確認をさせ、計画した活動以外の活動を行わせないように指導すること。また、活動後は健康観察を行い、健康状態を確認したのちに帰宅させること。
- ・顧問、外部指導者及び生徒は、原則、マスクを着用すること。
- ・部活動前後の食事や、集団での移動の際も3密（密閉、密集、密接）を避けるなど、感染防止対策に万全を期すこと。

○活動時の留意事項

- ・「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・活動場所が3密にならないよう、部活動ごとに日や時間、場所の工夫をすること。
- ・休憩時間においても、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・体育館などの屋内で実施する場合は、十分な換気を行うこと。
- ・顧問、生徒ともに会話は必要最低限とし、特に大きな声を発しないこと。
- ・道具の共用は最小限にすること。
- ・準備片付けは最小限の人数で行うこと。
- ・運動部、文化部ともに、運動時は身体へのリスクを考慮し、生徒はマスクの着用は必要としないこと。特に、呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染防止対策を講じた上で、マスクを外させること。また、生徒がマスクの着用を希望する場合は、医療用や産業用マスクではなく、通気性のよい家庭用マスクを着用させることや、生徒の体調の変化に注意し指導すること。なお、顧問は原則マスクを着用することとする。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合は外しても構わないが、そのような場合は、生徒との距離を十分に確保すること。
- ・熱中症のリスクが低いと考えられる場合は、飛沫拡散防止のため、原則マスクを着用すること。特に、歌唱や楽器の演奏、調理等をはじめとした感染リスクの高い活動については、別紙1「県立高等学校等における段階的な緩和の期間中の授業実施上の留意事項」における「2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項」を踏まえて慎重に実施すること。

5 その他

- ※ 練習等を計画する際は、部活動ごとに活動形態も異なることから、各中央種目団体等が作成している「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」等を参考にしてください。
- ※ 休憩時間（昼食時間等も含む）、活動後の自主練習や自主的活動、部員同士で帰宅する際に感染した可能性がある」とされている事例があることから、部活動に係る行動全般において、感染防止の指導を一層強化・徹底するよう引き続きお願いします。
- ※ 学校の管理下外で行われる自主練習や自主的活動については、スポーツ振興センターの給付対象外であることに御留意ください。
- ※ 活動に当たっては、生徒及び保護者に対して丁寧に説明し、理解を得た上で行ってください。
- ※ 今後、本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、部活動の停止や活動日数・活動時間等を制限することも考えられます。
なお、県教育委員会において、部活動の活動内容等の見直しを図った場合は、改めて各学校へ連絡します。

令和2年2月26日策定
令和2年2月28日改定
令和2年3月11日改定
令和2年3月24日改定
令和2年3月26日改定
令和2年3月30日改定
令和2年4月6日改定
令和2年4月7日改定
令和2年5月5日改定
令和2年5月25日改定
令和2年7月9日改定
令和2年11月20日改定
令和3年3月18日改定
令和3年3月24日改定
令和3年4月16日改定
令和3年7月30日改定
令和3年8月17日改定
令和3年8月26日改定
令和3年9月9日改定
令和3年9月28日改定

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針に定める「県機関における取組」については、次のとおりとする。

1 全庁を挙げた対策の実施

全部局・任命権者が新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部体制の下、急を要しない事業の中止や見直しを徹底するとともに、全庁共通業務などの内部管理事務の改善・簡素化を進め、医療提供体制の維持、医療・福祉従事者への支援や県内経済の安定に向けた取組などの業務に注力する。

2 新しい生活様式の定着に向けた取組

(1) 職員向け対策

- ・ 職員一人ひとりが、日常の感染予防対策に努めるとともに、すべての所属において換気や消毒など職場の感染予防対策に努める。
- ・ テレワーク等を率先して実施することにより、職場の出勤者の減少や交通機関の混雑緩和を図り、身体的距離を確保した環境づくりに努める。
- ・ オフィスへの通勤や対面での業務を前提としない働き方を継続していくため、押印の廃止に向けた取組など、電子化・オンライン化を推進する。
- ・ なお、これらの対策の具体的な対応については、状況の変化に応じて、適宜通知により周知徹底を図る。

(2) 県民利用施設（*入所施設を除く）

当面の間、原則休館することを基本とし、個々の施設の実情に応じて適切な対応を図る。その状況については、別途県のホームページで広く周知する。

(3) 県民等への対応

県民や事業者の皆様ができるだけ来庁しなくてすむように、県への提出物等について、郵送やインターネットによる提出を周知・要請する。

また、県民や事業者の皆様が来庁した場合に備えて、窓口における透明間仕切りシートの設置などの感染症防止対策を実施する。

業務上やむを得ず、県民や事業者等の相手方へ訪問する際には、最低限の人数・時間とし、感染症の拡大防止対策に十分留意した上で行う。

3 イベント等の実施の扱い

別添資料1「イベント等の実施の扱い」

4 公立学校向け対策

別添資料2「県教育委員会における今後の教育活動等について」

イベント等の実施の扱い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針のうち「3 イベント等の実施の扱い」について、県が主催するイベント等については、県民、事業者、医療・福祉従事者等の方々への支援等のために職員を確保する観点から、次のとおりとする。

1 対象期間

令和4年3月31日まで

2 対応

(1) 県民が参加するイベント等

原則、中止又は延期とする。

ただし、中止・延期することが困難なものは「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」の定めによるとともに、感染症拡大予防策（※）等を施したうえで、開催することができる。

なお、開催にあたっては、「LINE コロナお知らせシステム」の二次元バーコードの活用や、参加者の氏名・連絡先の把握に努めるなど、感染発生時の参加者への連絡体制を構築するものとする。

(2) 会議・研修等

不要・不急の会議・研修等については、原則、中止又は延期とする。

なお、開催せざるを得ない会議・研修等は、まず電子会議への切替え、書面開催を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮、座席間隔の確保や間引き等を行い、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。

※感染症拡大予防策

- 発熱・せき等、かぜの諸症状が見られる方の参加見合わせ
- 参加者への手洗い、うがい、マスクの着用の徹底（主催者の県職員含む。）
- 入場時のアルコール消毒液の設置
- 濃厚接触解消の工夫
- 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策
- 密閉、密集、密接場面など、クラスター感染発生リスクが高い状況の回避
- 感染発生の場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

県教育委員会における今後の教育活動等について
(令和3年9月28日現在)

1 公立学校における対応について

(1) 県立学校

令和3年10月1日以降の段階的な緩和の期間も、児童・生徒の安全安心の確保と学びの保障を両立するため、引き続き感染防止対策の徹底を図りながら対応していく。

<高等学校、中等教育学校>

ア 当面の間は、引き続き朝の時差通学を徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。ただし、学校の実情を踏まえ、校長が必要と認める場合は、1週間程度短縮授業とすることも可とする。

イ 今後も、感染状況により、分散登校等に移行できるよう校長は必要な準備を行う。

<特別支援学校>

当面の間は、時差通学及び短縮授業を引き続き徹底する。

《県立学校における児童・生徒への対応》

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインの活用などにより学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 段階的な緩和の期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続する。

ウ 部活動について

- 段階的な緩和の期間中の部活動については、万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

エ 学校行事等について

①修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含めて慎重に判断する。

②文化祭・体育祭・学校説明会等について

- 各学校で開催する文化祭・体育祭等の特別活動及び学校説明会等については、参加者を限定するなど、感染防止対策を徹底した上で実施する。

(2) 市町村立学校

上記の県立学校における対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう、市町村教育委員会に依頼する。

2 県立社会教育施設における対応について

- 社会教育施設については、感染防止対策を徹底しながら次のとおり対応する。
 - ・博物館・美術館は原則休館のもと、事前予約された方に限り入館を可能とする。
 - ・図書館は、閉館時間を 19 時までとして、開館する。
 - * 県立図書館横浜西口カウンターの開館時間は 13 時～19 時
 - ・博物館、美術館、図書館における講座等については、原則、延期・中止とし、開催する場合は、オンライン開催を基本とする。

- なお、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがある。
- この対応について、速やかに県立学校、市町村教育委員会、県立社会教育施設に通知する。

知事メッセージ

本日、国は、本県に発出していた緊急事態宣言を、9月30日で解除することを決定しました。

最近、新規感染者は顕著に減少し、医療の負荷も改善傾向にあります。

県民や事業者の皆さんが、外出自粛や営業時間短縮の要請などにご協力いただいた結果であり、深く感謝いたします。

しかし、ここで制限を一気に緩めれば、感染がリバウンドし、再び医療ひっ迫を招くことにつながります。

そこで本県では、これまで行ってきた要請を段階的に緩和することとして、県民や事業者の皆さんに、次のとおり要請します。

〔県民の皆さんへ〕

- M・A・S・Kの基本的な感染防止対策を継続してください。
外出する際は、「人混みは危険」という意識を強く持って、引き続き、慎重に行動してください。

〔事業者の皆さんへ〕

- 県内の飲食店には、10月1日から10月24日までの間、特措法第24条第9項に基づき、次のとおり要請します。
 - ・マスク飲食実施店の認証を受けた店舗は、営業時間は5時から21時まで、酒類の提供は11時から20時まで、一組4人以内または同居家族での利用に限ります。
 - ・マスク飲食実施店の認証申請中の店舗は、認証を受けるまでの間は、営業時間は5時から20時まで、酒類の提供は11時から19時30分まで、一組4人以内または同居家族での利用に限ります。
 - ・その他の店舗は、営業時間は5時から20時まで、酒類の提供は禁止とし、一組4人以内または同居家族での利用に限ります。
- これらの要請に応じていただいた店舗には、協力金を支給しますが、要請に応じていないことが判明した場合は、協力金は支給しません。

- イベントの開催に当たっては、特措法第24条第9項に基づき、10月31日までは、人数上限は1万人、歓声や声援のあるイベントは収容率50%、開催時間は21時まで、とします。

また、11月1日から来年1月31日までに開催を予定しているイベントにかかるチケットの事前販売は、1万人を上限とするようお願いいたします。

- 業界ガイドラインの遵守、混雑を避けるための入場整理、従業員のテレワークや時差出勤など、引き続き、感染防止対策の徹底をお願いします。

県は、引き続き、新型コロナウイルスから県民の皆さんの命を守るため、神奈川モデルによる医療提供体制の強化に、全力で取り組みます。

また、政府が行う、行動制限緩和に向けた技術実証に協力し、社会経済活動の促進に向けた取組も進めていきます。

引き続き、新型コロナウイルスの収束に向け、県民総ぐるみの取組に、ご協力をお願いします。

令和3年9月28日

神奈川県知事 黒岩 祐治